ものづくりステップアップ支援事業補助金　交付の手順（流れ）

補助金を受けようとする方は、以下の手順で手続を行ってください。下記 □ **太枠の部分**が補助希望者に行っていただく手続です。

① 事業認定申請書提出　（ 西脇市役所 ）

※申込期日：令和８年６月１５日（月）

【提出書類】

- 西脇市ものづくりステップアップ支援事業認定申請書（様式第１号）
- 企業概要書（様式第２号）
- 事業計画書（様式第３号）
- 事業計画書（審査会審査事業補助シート）
- 誓約書兼市税等の調査に関する承諾書（様式第４号）
- 直近２期分の確定申告書及び収支決算書（税務署の受付済み）
- 履歴事項全部証明書又は定款（法人の場合）
- 住民票の写し（個人の場合）
- 主な事業に係る見積書の写し、申請内容の説明資料

※ 提出時に事業内容について聞き取りを行います。

★事業期間について★

令和８年４月１日～令和９年２月２８日の期間に事業を実施する方で**令和９年３月５日**までに実績報告ができる場合に限ります。

② 審査の実施（書類審査＋審査会での面談）

開催日：令和８年７月中旬

審査会において、採択の可否を審査・決定します。

・新製品・新商品・新技術・新サービスの開発及び導入

※西脇チェック活用商品開発メニューは書類審査のみ

③ 採択可否の決定（令和８年８月上旬）

採択・不採択決定通知書送付

④ 交付申請書提出　（ 西脇市役所 ）

【提出書類】

- 西脇市ものづくりステップアップ支援事業補助金交付申請書（様式第６号）
- 事業計画書（様式第３号）

⑤ 交付決定通知書送付

令和７年８月中旬

※書類審査のみのメニューは随時

⑥ 実績報告　（ 西脇市役所 ）

※令和９年３月５日（金）までに必ず行ってください。

【提出書類】

- 実績報告書
- 補助事業の実施状況に関する写真
- 事業費支払関連書類（請求書・領収書のコピー等）
- 補助事業の実施による事業実績書（対象事業のみ）

対象事業

新製品・新商品・新技術・新サービスの開発及び導入

⑦ 現地調査・聞き取り

必要に応じて、操業状況の調査・聞き取り等を実施します。

⑧ 補助金の額確定・確定通知書送付

⑨ 補助金の請求　（ 西脇市役所 ）

⑩ 補助金の交付

⑪ 事業の成果報告

※毎年度４月１５日までに必ず報告してください（５年間）。

【提出書類】

- ものづくりステップアップ支援事業成果報告書（様式第８号）